

極秘

陸軍急物價對策要綱

(一八、八、三)

第一

物價統制、對照タル物資下之ガ統制才策

(1) 現地生産物資

企業担当者ノ企業又ハ企業取締令ノ施行

受付タル企業ニヨリ現地ニ於テ生産セラル

タル物資中民需品トシテ販賣セラルルモノ

ヲ對照トス

(2) 交換交流物資

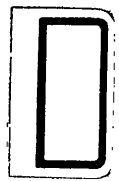
本邦滿洲支那佛印泰等ヨリ輸入サレル物資

並ニ南方占領地諸地域ヨリ輸入サレル物資

中民需用物資ヲ對照トス

(3) 現地在庫物資

現地在庫物資中生産上特ニ必要ナル物資



(二)

(1) 統制方策

現地生産物資

甲一般配給方法

庫物資ニシテソノ在庫ヲ内調査スルト共ニ
 之ガ申告ヲナシテハ必學ニ應ジテ買上ケ
 又ハ其ノ保管ヲ命ジ或ハ之ヲ指定商ニ買
 命ズル必要アルモノヲ抹照トス

昭南市ニ於テハ昭南物資配給組合ヲ設ケ
 ソノ下部配給機構タル同組合指定商ニ又
 各州ニ於テハ各州政廳ニ於テ之ト同様ノ
 趣旨ニ基キ指定商ヲシテ軍政監部ノ指定
 價格ヲ以テ需要者ニ販賣スルヲ原則トス
 一但シ麥酒ノ場合ハ現在例外トシテ二元
 的配給機構トナリ居ルモ今後之モ原則ニ
 從ヒ改正ス此方針ニシテ詳細ハ次項ニ説

(乙) 明
又

右物資目並之が具体的配給

不茂薄石

軍政監部 = 於下管理ヲ又昭南

ノ三工場(日案其具想電化) =

産ヲ十三昭南市 = 於下昭南物資

組合ヲ通シ同組合指定商 = 三月昭南

別市應ノ発行スル米糧入券 = 基

度 = 統制配給ヲ又

各州八州政廳 = 於下軍政監部ノ割者教

量 = 基キ統制配給ヲ又

尚軍政監部及昭南市ノ特配品一組

係工場用浸灌屋等ノ業務用一

資配給組合 = 於下軍政監部ノ指圖書

ヨリ別之ヲ配給ス

右ノ外企業取締令ニヨリナル小工場ニ
 於テ製造スル製品ニ就テ公庫政監部ニ
 於テ商賣ナル價格ヲ以テ全部之ヲ買上
 今前記三工場ノ製品ト共ニ庫政監部指
 定價格ヲ以テ前記配給系統ニヨリ同種
 統制配給ヲナス務度ナリ
 心當磨粉
 昭南市所在ノ昭南ポイント製造工場ニ
 於テ製造シ之ヲ昭南物資配給組合ニ販
 シ昭南物資配給組合ニヨリ同組合ノ指
 定販賣所ニ於テ庫政監部ノ指定價格ヲ
 以テ小賣セシム現在ハ生産量ナキヲ以
 テ不取敢昭南市ノニ配給ス
 (ハ) 西洋蠟燭及支那蠟燭
 昭南市ニ在テ昭南物資配給組合ノ直轄

工場並ニ其ノ下請工場一ニ箇前ニ
 示製造ニ照面物資配給組合ハ軍政監部
 ノ指示ニ基キ昭南特別市ハ市内ノ同組
 令格賣商ノ手ニヨリ米購入券ヲ以テ
 礎トシテ軍政監部ノ指定價格ヲ以テ統
 制製給ヲトス
 昭南特別市ノ除ク各州内ノ配給方法ハ各州
 政令ニ依リて決定スルコトニテ其ノ外
 現在ニ在リテ関係ヨリヨリ九州ノ
 昭南特別市ノ一部ヲ配給スルニ過キズ
 昭南特別市ニ於テハ軍政監部ノ指示ニ
 基キ生産者ヨリ昭南物資配給組合ニ販
 出シテ配給券ヲ以テ對シテ昭南特別
 市販賣店ニ於テ其ノ行フ

許可ノ愛令夕ルモノ一及余意一以上ハ
 現地人因係一甚ニ法人商社一製南丹公
 會會愛一三于一法人一付五名以三ノ登
 録ヨ十七七ノモノ一軍政監部反特別市
 道ニ以テ外等ニ三于一等ニ付三于一
 郵商物賣頭給額合ヨリ直接頭給又
 商券頭ニ付テハ商券頭ニ付テハ日本
 精理店ハ右ノ所法系統トハ別ニ昭示
 別市ノ割当ニ基キ生益者ヨリ小販商
 手ノ経テ配給ナルモ現狀ニ付テハ右
 八異例ニ三ノ今後ハ斯ルニ又給ノ配給
 制度ヨリ庫ニ物資配給組合ニ付テハ又給
 配給ヲ行フ小販商手ノ配給組合ヲ下新
 組織中ニ以テ配給系統ノ規止ヨリテ

2) 交易流通物負

(丙) 今後ノ對策
 高ニ說明セシムル也
 以テ價格並ニ既結方法ハ
 方長官之ヲ指實シ今後現地ニ於テ
 此物負ニ就テ之ト同様ノ方策ヲ以テ
 統制ヲ行フ共ニ一ルヲ以テ之ヲ配
 八確立シテ吾リ今般別達施行セ
 物價統制令ニ併用スルトキハ之等現
 產物價ニ付テハ物價對策上ノ内
 特ニ緊急特別ナル措置ヲ需ムガ
 油
 統制
 計劃
 配給
 行
 七
 争
 取
 行
 十
 又

之等ノ物資ノ各州ニ於ケル配給ハソノ州
 ノ食糧統制局ニ於テ同ジク計劃的配給方
 法ヲ樹立シ統制配給ヲナス但シ昭南市ニ
 於ケル商社料理店等法人関係ニ對シテハ
 市廳ノ指圖ニ從ヒ昭南物資配給組合ニ
 配給ス
 以テ今後ノ対策
 交易交流ニヨリ輸入セラルル物資ニ對シ
 ハ右ノ如ク軍政監部指示ノ下ニ昭南
 統制組合又ハ特別ナル統制機關ヲ以テ
 給付統制シ且價格又軍政監部ノ指示ニ
 依リ統制セラレ居ルヲ以テ別途施行ス
 別價統制令ヲ併用スルトナハ今後緊急
 別ノ対策ヲ講ズル要ナシ
 然レドモ尚之ヲ徹底ヲ期スル上ニ於テ

物質ニ就テハ從來ノ配給統制ニ規正ヲ
 十ニ必要アリヤ否ヤ検討スルコト
 米 塩 砂糖 雜穀 燐寸
 (1) 現地在庫物資ノ統制
 (2) 現地在庫物資ニ對シテ
 現地ノ生産物資並ニ交易流通物資ニ對シテ
 ハソノ價格並ニ配給方法ニ對シテ
 統制ヲ策テ實施スルコト以テ物價并策ニ緊
 急特別ノ措置ヲ必要トセザルニ至現在現地
 在庫物資ニ對シテハ未ダ充分ナル統制ヲ
 講セザルニ居ラザル爲之等ノ物價ハ在庫量
 減少ト共ニ最近甚クシク價格高騰シ之
 カ爲一從高品ノ正當取引ヲ阻害シ賣場
 割取列ヲ誘致シ爲ニ市民生活ニ多大ノ不
 安ト脅威ヲ與ヘ此ノ種放置ニ得テ現狀

二了山ニ鑑ミ新ニ物價統制令ヲ制定ス物
 價統制ノ基本方針ヲ確立スルト共ニ物價
 統制攪乱ノ根源ヲ為ス市中央課在産商
 ニ対次ニ述ブル緊要物價対策要領ニ基キ
 ソノ最モ重要ナルモノニ付之カ存在状況
 ヲ調査スル事共ニソノ由告ヲ十廿ニ買
 上ソノ他ノ方法ヲ以テ之カ管理ヲ十ニ指
 定商ヲ設置シ其ノ配給機構ヲ整備充實
 且以之カ販賣價格ヲ定メ以テ物價対策
 万全ヲ期セントス
 (四)重要在産物資ノ調査申告並ニ管理ヲ必
 要トスルモノ
 市中ニ在産モノト指定セラルル物資ニ
 于且生活必需品ト重要物資ニ付テハ之
 等ニ対スル物價対策ノ根本方針ヲ確立ス

(4) 此等之在庫数量ヲ調査シ且之ヲ由告
 セシメ收迄ニ應ジ適当ナル管理ヲ爲スノ
 要アリ而シテ之ヲ對照トナスベキモノハ
 特ニ最近ノ値上リ顯著ニシテ相當程度ノ
 在庫アリト推定セラルル生造必需品中
 天童要ナルモノノミニ限リ之ガ徹底ヲ期
 スル方針ノ下ニ在リ始メテ之ヲ行ハス
 洋紙類
 百轉車用タイヤ 4ユーブ
 百動車用タイヤ 4ユーブ
 醫藥品 純正醫藥藥品
 價格ノ指定ニ付テ
 (不) 現在配給系統ノアルモノニテ軍政監
 部ニ於テ販賣價格ノ決定セルモノ

米 塩 砂糖 洗濯石鹸 齒磨粉
 西洋蠟燭 支那蠟燭 麥酒 珈琲豆
 椰粉 籐 椰子油 椰子油
 交易交流 = ヨリ輸入サル物貨等
 但シ右ノ中ノ民器品ノミ付下ナリ
 尙今後現地ニ于生産サル民需用物資
 並ニ輸入サル民需用物資ニ付下ナリ
 (四) 都府及舊格ヲ指定スルモノナリ
 現在ノ在庫品ニ付テ新ニ販賣價格ヲ
 決定スルモノ
 前号(四) 物品

第三條 物品價格對策實施ニ関スル具體的措置

(一) 法令ノ發布

官廳ハ對照トナルモノキ物品ノ移動禁止及申
告義務ノ法令ノ發布

(二) 調査

先記要領ニヨリ指定物品ニ付申請ト並行シテ

品目數量並ニ在場所等ニ付調査ヲ行ハズ

(一) 調査ハ申請ト同時ニ之ヲ行ハズ

(二) 調査ヲ行ハズ範圍ハ卸商仲買人並ニ小

賣商トス

(三) 調査機關ノ構成ハ指南特別市ニ於テハ全

區域ヲ以テ區分シ七警察署ノ區域ニ分テ各

區域毎ニ調査員トシテ老該物品ニ付テ

識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ選任シタル者

又警察官等ヲ以テ數班ヲ組織シ申告ノ法令

公署上同時ニ各自ノ区域ニ付キ該品ノ
数量品目在場所等ヲ調査ス
調査ヲ行フニ當リ事前ニ密ニ各班員
ノ知商仲買人山賣商等ノ名簿ヲ作成シ之
ニ對シテ豫メ目標ヲ定メ重莫的ニ立力ヲ
注ガフト

三) 申告

生活必要物資ノ臨時措置ニ因スル軍政指令
ニ基キ指定シタル物品ニ付テ記要録ニヨリ
其ノ数量其他ノ必要事項ヲ申告セシメ之ヲ
調査シ結果ト照合シソノ在庫ヲ確メコレニ
基キ重要物資管理ノ基礎ヲ得ントスル
モノナリ
公署ノ内容ハ由管番ノ氏名(商號)住所又
ハ營業所ノ所在地國籍及當該物資ノ名稱

(2) 数量在場所見積價格其他參考事項トス
 申告期間ハ十日トス申告期間終了後之ガ
 調査期間七日ヲ設ケ其ノ間ニ当該物資ノ
 ソキ申告並ニ別途調査ノ結果ニ基キ先ヅ
 之ガ買上ヲ行フバキヤ否ヤノ最後的決定
 ヲ行ヒ買上決定ニ付テハ別ニ
 定メタル買上價格ノ決定方法ニ依リ
 目別ノ買上價格ヲ定メ然ル後管理ノ定
 ニ移ルモノトス

(3) 申告ニ付テハ自家用品ハ除外ス
 (4) 申告ニ関スル法令ノ公布ト同時ニ其ノ
 切リ當該物資ノ移出入賣買譲渡買入等
 切リ移動ヲ禁止ス
 尚之ト同時ニ移動防止並ニ違反ニ對シ
 嚴重ナル監視ヲナスコト

(5) 申告ニ付テハ過去ハ答メザルモ虚偽

告或ハ申告義務ノ違背等ニ對シテハ重

物質等統制令ニ基キ嚴罰ニ処ス

(4) 本令ノ公布ハ各種語ヲ以テ新聞ニ掲載

ル等適宜ノ方法ヲ以テ衆知徹底ヲ計ス

ト

管理方法ノ決定

申告並ニ調査ノ結果ニ基キ指定商又ハ指定

商タルベキモノニシテ其該物品ヲ比較的多

量ニ有スルモノニ對シテハ買上ヲ行ハカレ

テ法令ニ基キ保護ヲ命ジ其ノ他ノ比較的少

量ノモノニ付テハ買上ヲ行フ方針ナリ

(五) 買上方法

(1) 買上ハ申告並ニ調査ノ結果ニ基キ決定

タル買上数量ヲ軍政並新ノ指示ニヨリ

定ノ期間ヲ定メ買上担者者ヲ行ハシ

△ 恒ニ指定商ノ在庫品及特ニ指定シタル者

ノ在庫品ハ買上ガザルヲ原則トス

(2) 買上担者者ハ昭南布ニ於テハ昭南交易協

賛統制組合ヲ地方ハ州政廳ニ於テ適者ナ

ル担者者ヲ指定シ之ヲ軍政並部ニ報告ス

ルコト

(3) 買上價格ハ軍政並部ニ於テ專門委員會

設ケ本年四月ノ小賣價格ヲ選擇トシテ

議決定ス

(4) 買上担者者ハ各州市ノ政廳ヲ經由シ且

買上状況ヲ軍政並部ニ報告スルモノ

又

(5) 買上ニ応ビザル者ハ体刑罰金沒收等ノ

方法として、嚴罰之處

(6) 買出期間を経過スルモ買上物資ノ取出

協力スルモ、對シテハ之ヲ罰セバ商會

ノ價格ヲ決テ買上ヲ行フ等ノ商會ノ処置

ニヨリ物資ノ長期騰貴ニヨル欠乏ヲ補給

スルコト

(7) 買上物資ノ供出ニ関シ特ニ協力顯著ナル

モノハ指定商トシテ特ニ指定シ騰貴物資

ノ内若干ニタルモノニハ相当ノ報償ヲ与

ス

6. 販賣價格ノ決定方法

(1) 販賣價格ハ軍政監部ニ於テ販賣價格決定

ニ関スル專門委員會ヲ設ケ之ニ於テ決定

ス

(2) 産ノ販賣價格ハ本年四月ノ市價價格ヲ見

等トシテ審議ス

(七)

販賣機構並ニソノ決定

(八) 統制物資ノ配給ノ公的消費ノ視ヨリ

圖ル爲之尋ハ指定商ノミニ於テ販賣セシ

ハ

(2) 指定商ハ市州政廳之ヲ決定シ其ノ名稱(商

號)國籍業種及住所等ヲ軍政監部ニ報告ス

ルコト

(3) 指定商タルヤキ元ノハ豫メ選定シタル元

ノ及指定物品申告ノ結果ニ基キ指定商

ルコトヲ適宜ト認メタル元ノ並ニ買上物

資ノ供給ニ関シ特ニ協力顯著ナル元ノト

ス

(4) 指定商以外ノ店舗ニ於テ之尋ノ物品ヲ販

賣セル時ハソノ商品全部ヲ没收ス

(5) 軍政監又ハ地方長官ハ物資需給上必要アリト認メクルトキハ指定商ニ對シ個人當販賣数量ヲ制限シ又ハ品種ニ依リ其ノ販賣優先ハ購入人)ヲ制限スル等必要ナル販賣制限ヲ命ズルニトアルベキコト

(6) 許可ナキ路傍露店商人ハ全部株券シノ商品ヲ没收シ適者ニ処罰ヲ行ヒ之ガ一掃ヲ計ルト共ニ之ニヨリ勞働力ノ供出ニ寄與スル様適宜ノ方法ヲ講ズルコト

(7) 織造品ノ販賣方法

(8) 軍人軍屬會外居住者ニ付テハ必要最小限度ノ数量ノ購入証明書ヲ所屬各部隊ニ於テ交付シ之ニ依リ軍人軍屬ハ皆交社又ハ軍關係ニ於テ之ヲ購入シ此ノ店舗ニ於テハ購入スルコトヲ得ザルコト

- (3) 現地人ニ對シテハ現地人指定商ニ於テ市
ノ発行スル購入券ニヨリ制限販賣ヲナス
- (4) 重要事業ニ從事スル労働者ニ對シテハ之
ト別ニ優待措置部ニ於テ重支配給ヲ考慮ス
- (5) 但シ本年七月三十一日迄ニ着任セシ邦人
ニ對シテハ今後一々至前ハ購入券ヲ支給
セズ
- (6) 状況ニ依リ特別販賣ヲ爲スコトアルハキ
モノトス
- (7) 各州ニ於テハ昭南市ニ於ケル販賣方法ニ準
ジ各州政府ニ於テ之ヲ決定スルコト

(次上)